

第7章 計画推進

1 計画の推進体制

本計画で掲げる持続可能な循環型社会の形成に向け、市民、事業者、行政が協働しそれぞれの立場で積極的に行動を実践するとともに、相互に連携・協力していく必要があります。本計画の目標は、環境基本計画の目標と一致しており、環境基本計画の推進体制に合わせ次の組織を活用して推進していきます。

- 北上市環境審議会
- きたかみエコネットワーク推進会議
- 北上市環境保全専門委員
- 北上市環境基本計画等検討委員会

2 計画の進行管理

計画について、計画の策定(P lan)、実行(D o)、評価(C heck)、見直し(A ction)のP D C Aサイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価を行います。

中長期的なごみ処理施策を定めているごみ処理基本計画の目標の達成を目指すとともに、1に示す組織からの施策推進等の意見を踏まえながら、毎年度策定するごみ処理実施計画により、具体的な取組を進めていくものとします。

